# **社会福祉法人秋篠茜会の理念**

**１．全ての児童、全ての高齢者、全ての障害者、児の基本的人権を何よりも大切にします**

**日本国憲法及び児童福祉法、老人福祉法、障害者福祉関連法の理念に沿って、一人一人の人格を尊重し、施設利用者が人として心身ともに健全に成長し、あるいは日常生活や社会活動に参加できる様全力を尽くして援助し、励まします**

**２．法人及びその事業は民主的に運営します**

**幅広い分野から理事及び評議員を選出し、利用者や職員の意見を尊重し、「家族会」「保護者会」「よくする会」とも力を合わせ、地域に親しまれる使いやすい施設を目指します**

**３．人間尊重の立場に立った保育および介護を実践します**

**職員はやさしく温かく謙虚な姿勢で児童、高齢者、障害者に接し、児童の純真な心をいつくしみ、高齢者の生涯に学びながら、高い人間尊重の精神をもつ職員集団をめざします**

**４．福祉水準の向上に努め、医療との連携をつよめます**

**全国の保育運動、高齢者福祉の運動に学び、職員が働きやすく、質の高い保育と介護が提供できるよう努めるとともに、地域の医療機関とも連携して利用者の命と健康を守ります**

**５．児童福祉および高齢者福祉の地域センター的な役割をはたします**

**福祉増進の責務を負う国と自治体から必要な支援を受けながら、地域と一体となった模範施設となり、福祉の地域センター的な役割をはたすとともに、子どもと子育て世代、そして高齢者の世代が共存し交流し、安心して住み続けられる街づくりを進めます**

# **こがねの里の介護･福祉宣言**

**特別養護老人ホーム こがねの里**

**２０１４年１月１５日改定**

こがねの里は、「住み慣れたまちで、いつまでも安心して暮らし続けたい」という住民の願いから、草の根運動がみのった特養ホーム「最後のよりどころ」です。

この運動が始まった１９９５年頃は、高齢化社会を迎えて、奈良市のゴールドプランがつくられたものの、特養ホーム整備は進まず、待機者は増える一方でした。

高齢者とその介護者の苦しみを何とか支援できる施設をつくろうと、６年をかけ建設用地の購入資金を集めてこがねの里が建設されました。

政府はこの間、病気や高齢期の諸問題について、公的責任を大幅に縮小し、国民負担を増額する介護保険制度を導入しました。

このことから、特養ホームの利用者層が変わったと言われていますが、本当に介護の必要な人を排除することは許されません。今後とも利用者中心の介護をめざし、個別性を重視し、科学的根拠を持った介護サービスが展開できるよう努力し、利用者はもとより、家族と地域の皆様に信頼される介護に努めます。

利用者が、人生の最後のステージまで輝くことができるよう、職員の介護・福祉に関する専門性と質を高めます。

私たちは、建設に寄せられた４５００人を超す皆様の心を大切にし、法人の５つの理念を具体化し、医療・福祉の連携した、安心して住み続けられる街づくりに、これからも地域の皆様と共に歩み続けることを宣言します。

**私たちは、地域に根ざした、利用者のよりどころとなる施設づくりに努めます。**

**(1)利用者の尊厳を第一に考え、利用者の立場に立った介護　・福祉　をめざします。**

自分の家族だったら、自分だったらどうしたいかを考え、利用者の立場に立って介護します。

様々な人生経験を重ねられた利用者の話に耳を傾け、生きた歴史を学びます。人生の先輩としての尊厳を守り、接遇マナーを重視します。

**(2)高齢者が、安心して暮らせる街づくりのため、地域のネットワークづくりにとりくみます。**

地域住民の熱い思いでつくられたこがねの里は、高齢者のみならず、住民の生活を支えるために必要不可欠な存在です。地域福祉発展の中心的な役割を担い、情報を発信し、幅広い世代が交流し、支え合える地域を確立できるよう努めます。

**(3)明るく、仲間を思いやる、働きがいのある職場づくりを大切にし、自己・相互の点検をしながら、自発的な学習に努め、専門性を高めます。**

常に創意・工夫をこらす積極的な姿勢で、自己研鑽に努めます。法人としても、研修の機会の保障に努め、安心・安全の施設づくりに努めます。

# **あかね保育園の目標**

**(1)あかね保育園のめざすもの**

**○子どもが、異年齢や集団保育の中で生き生き元気に過ごせる保育園**

子どもの気持ちをしっかりと受け止め、あかね保育園を自分の居場所と認め、安心して過ごせる保育園であること。そして、子ども達がまた、明日も来て遊びたいと心から思える保育園を目指します。

**○保護者が安心して生活し、子育てを通して仲間づくりができる保育園**

社会的に子育てをする条件は、大変厳しい状況にあります。まして仕事をしながらの子育ての両立は、大変なものと考えます。その大変さを受け止められる職員集団であり、保護者同士が交流し合える場を目指します。

**○安心して子育てができ、子どもからお年寄りまで安心して暮らせる地域を目指し、ともに手をつないでいける保育園**

散歩で出会う地域の様々な方との触れ合いや、高齢者との自然な触れ合いを通して、子ども達や保護者、保育者がともに育ち合える保育園を目指します。

**○職員が広い視野を持ち、保育者集団の中でお互いを高めあうことができる保育園**

保育は、保育士だけではなく、給食を作る栄養士や調理員を含めた職員集団は、子どもを取り巻く状況や保護者の働く状況、家庭の状況等にも心を配り、保育向上に努めます。

# **あかりの家福祉宣言**

**１．あかりの家は「安心できるもうひとつの家」を目指します。**

　すべての利用者様、家族様の思いや願いに寄り添い、‘ほっとできる家’‘自分の家にいるよう’な安心感をもって、過ごしていただけるようにします。

**２．あかりの家は「笑顔あふれる家」を目指します。**

　一人ひとりの個性を尊重し、共に笑い、悲しみは受け止め分かち合い、一緒に過ごす時を豊かにしていきます。

**３．あかりの家は「質の高い介護」を目指します。**

　職員は、‘和’を重んじ、職員間の連携を深めます。また、学習の場に積極的に参加し、専門職としての技術を磨き、知識を深める努力をします。さらに地域との繋がりを大切に‘質の高い介護’が継続して行えるようにします。

# **あこだ福祉宣言**

**１．利用者様の「いつまでも自分のことは自分でしたい」という願いを守ります。**

　利用者様の介護予防の意欲を尊重し、励ましながら、寄り添いながら全力で支援します。

**２．地域から必要とされる介護予防施設を目指します。**

　医療・関係機関、自治体と連携し、地域の介護予防・健康づくりに貢献するとも共に、地域での高齢者福祉の窓口としての役割を果たせるよう努めます。

**３．笑顔のあふれる働きがいのある職場づくりを目指します。**

　職員は、専門職としての知識を深め、技術の向上に励み、自己研鑚を怠りません。またお互いを思いやり、明るく、健やかに勤められる職場づくりを大切にします。

# 第一章　法人を取り巻く情勢

安倍政権による安保法制・戦争法が実行段階に入り、国会での憲法改定論議も始まりました。反戦・平和・基本的人権の尊重を定めた9条25条を中心に憲法の大きな危機を迎えています。「国民監視の強化や人権無視の警察の無謀な捜査を生む」と過去３回も廃案となった法案が「共謀罪」と名称を変え、国会に提出されようとしています。右翼排外主義のアメリカのトランプ大統領にへつらう安倍首相の異常さも今後の日本の平和と社会保障に重大な影響を及ぼしかねません。

一方で平和と立憲主義を求める国民の声が高まり、青年学生や学者文化人、弁護士会、「ママの会」などなど主権者としての自主的な国民運動を生み出し、政治の転換を求めるかつてない国民運動となっています。

また、安倍政権は「骨太方針2015」で2016～2018年度を「集中改革期間」として設定し3年間で社会保障費の伸びを1兆5,000億円抑制する方針を昨年6月閣議決定し、そのもと今年度も1400億円社会保障予算を削減しています。軍事費の拡大、過酷な社会保障費の削減と国民負担増により、一層の格差と貧困が拡大しています。

介護保険の改悪も、要支援者の通所介護・訪問介護の保険はずしが今年度から本格実施されます。市町村の総合事業に移行されますが報酬の削減や「地域共生」の名のもとに「自助」「互助」の制度に置き換えることがねらいです。財務省主導のさらなる「軽度者」の保険はずしや給付削減、ケアプランの自己負担化は当事者・事業者・介護ウェーブ等の国民的な運動で先送りされましたが引き続き2018年度の医療・介護の同時改定やその後に改悪が狙われています。今年度は高額介護サービス費の引き上げ、一部３割負担の導入や２号被保険者の総報酬割による保険料の引き上げ等が行われようとしています。介護報酬の引き下げ、営利事業者等多様な事業者参入、介護職員不足などにより介護事業の経営環境は厳しさを増しています。福祉医療機構の特別養護老人ホーム6,582施設の2015年度決算調査では経常増減差額は31.4%が赤字となり前年度から4.1%上昇しています。また、「損保ジャパン」が「わたみの介護」や「メッセージ」を買収したように大手民間保険会社や大企業が介護分野に進出し、公的介護保険に民間介護保険を2階建てにして利用者を囲い込もうとする動きにも注視が必要です。

子ども・子育て支援新制度が実施され、少子化対策としても位置付けられていますが、現実には安心して子どもが産めない状況が続いています。少子化にも関わらず、労働の非正規化と貧困の拡大、共働き家庭の増加などのもと待機児童は増えています。高まる保育の需要に対して規制緩和と企業参入の施設を増やそうとしています。保育の公的責任を大幅に後退させ直接契約方式や認定方式など保育の市場営利化を進めており、保育の質と安全が損なわれかねません。住民無視の奈良市の幼保一元化とこども園化にも市民の反対の声が高まっています。保育の公的責任を求めてともに改善を求めていきましょう。

生活保護、年金、医療などと合わせ、「権利としての社会保障」から自助（自己責任）と互助（助け合い）、市場主義に改悪し公的責任を放棄しようとしています。

2025年に向けた柱として出されている「地域包括ケア」についても中学校区ごとに医療、介護、生活支援、予防、すまいを整備し安心のネットワークをつくるとしていますが、自助や互助が強調され、財政的裏付けや公的責任が後退し、住民本位の「地域包括ケア」からは程遠いものになりかねません。

私たちのめざす地域包括ケアは、公的保障のもと、無差別平等を原則にした「誰もが安心して住み続けられるまちづくり」です。住民自治を土台に地域の実態・要求に根ざした「参加型」でつくりあげるものであり、私たちもそのためにおおいに参画していきます。

熊本地震やあいつぐ災害が起こっています。東日本大震災と福島原発事故から6年が経ちましたが、いまだに避難者は13万人と復興はまだまだ進んでいません。福島原発事故はいまなお放射能汚染を拡大しつづけています。国民は連帯や絆の大切さ、人と人とのつながりこそ大切とのおもいを強めてきました。東日本大震災,福島原発事故はいまなお「これからの日本と社会のあり方」を問い続けています。私たちも支援とともに「人と人とのつながり」や「絆を大切に」地域の方々とともに福祉と防災のまちづくりに取り組んでいきます。

戦争法廃止の幅広い国民の共同、保育・介護・社会保障守れ、沖縄の新基地阻止、原発なくせ、消費税増税反対など幅広い国民的共同と運動が展開されています。今年は、憲法施行70年です。平和と福祉充実へ、まさに激動、せめぎあいの時代といえます。憲法を学び守る大運動を進めましょう。奈良市長選挙、市議会選挙、総選挙でも保育・介護・福祉を守り拡充する要求、平和と憲法を守る要求をかかげしっかり学習し見極め、私たちの希望実現のために参加していきましょう。

社会福祉法人をめぐる情勢も、財界の団体である経済同友会などが新自由主義の方向で「社会福祉法人への公的助成や税制面等での優遇措置の廃止」を要望し、株式会社等の営利企業と同一条件化で競争させる市場営利化（イコール・フッティング）という方向を執拗に要求しています。そのもと社会福祉法の改定が実施されます。国の責任を曖昧にしながら、社会福祉法人に「地域公益活動」を義務付けるものとなっています。社会福祉法人はもともと憲法25条を実現する福祉事業を行う法人として定められ、国民の福祉の充実に大きな役割を果たしてきました。今日、「格差と貧困」の進行のなかでその役割に国民の期待が高まっていますが公的資金も出さず法人まかせにすることは憲法25条の国の責任を否定するものにほかなりません。そもそも「格差と貧困」を拡大しているのは安倍政権の政策です。私たちはこれまでも社会福祉法人減免や法人独自減免はじめ「地域公益的な取り組み」を行ってきました。これからも「地域公益的な取り組み」を公的責任の肩代わりではなく、制度の狭間にある人々や制度から除外された人々の生存権・基本的人権を守る事業として位置付け、地域要求に応え、制度の創設や拡充改善につなげるものとして取り組みます。また、組織のガバナンス強化や事業運営の透明性確保・財務規律の強化などの方向は当会の理念の民主的な管理運営の方向と一致するものでもあり、地域と職員が主人公の民主的科学的な管理運営のさらなる前進へとつなげていきます。

こういう情勢のもとで、民医連加盟の社会福祉法人として憲法25条を守り、国民の基本的人権や生存権を守ることに、極めて非営利性、公共性の高い法人としての2重の役割があります。まさに法人理念の実現への努力であり、各施設事業の宣言・目標実現への努力こそ求められています。そこに地域住民の強い期待があることは言うまでもありません。私たちの目標は地域住民の幸せであり、職員のいきがい幸せの実現です。

社会福祉分野の専門家集団として、地域の実態と困難をつかみ、現行制度や改悪案の問題点を調査や事例を通じて社会的に明らかにし福祉の再生と拡充に向けた建設的提案を国・自治体に行っていくことも重要です。

地域住民との共同で「高齢者・子どもにやさしいまちづくり」「だれもが安心して住み続けられるまちづくり」の前進への事業展開と運動を進めることが当法人の存在意義を地域・行政にもアピールし「市場営利化」の論理をはね返していく力ともなるものです。

こがねの里の増床のフルオープンで中長期計画の実現となりました。これらは今日の情勢のもと市民・地域住民の要求にかなうものです。地域交流室をはじめ、この間の施設整備と施設体系を活かし、地域の要求に応えて地域への貢献をさらに進めていきましょう。地域の課題は山積みです。地域の方々と地域の福祉力を高めながら行政の公的責任も求め、元気なあたたかいまちづくりをともに進めましょう。地域に深く根ざして、地域とともに、草の根から地域密着の事業と運動をさらに前進させましょう。

# 第二章　法人の取り組み課題と事業計画骨子

１．法人の基本的立場

(1)社会福祉事業は公益的事業であり社会的に弱い立場の人たちの生活を支え、人権を守るためのものです。社会福祉事業の主たる担い手として非営利性・公共性を貫きます

(2)基本的人権を大切にし、人間尊重の福祉・介護・保育の実践を追求していきます

２．貧困や格差、少子高齢化などの社会問題への対応と無差別平等の介護・福祉の推進

(1)各事業・サービスの優位性を活かし機能強化をはかり、法人内外の連携で多様なニーズに応えていきます。

　　　①　これまでの経験に基づく機能と特徴や強みを活かしながら、求められる役割・機能をつかみながら地域要求に見合った事業展開、再編に取り組んでいきます。

②　利用者ニーズと法人内各事業所の機能と優位性をマッチングさせることのできる調整機能・調整力の強化を図ります。

　　　　ⅰ）利用開始・変更時の他部門連携によるケース検討

　　　　ⅱ）緊急を要する事例への即応

　　　　ⅲ）在宅復帰が困難なケース等についての連携

③　地域要求に、医療・福祉機関との連携を図かり応えていきます。連携強化のための協議を行っていきます。

ⅰ）隣接医療法人、薬局法人との定期協議

　　　　ⅱ）協力医療機関との連携会議の開催

　　　　ⅲ）医療・福祉関係機関との連携事業や協議会への参加

(2)自己財源を活用し低所得者等への負担軽減施策を実施します

①　社会福祉法人による生計困難者に係る利用者負担減免措置

②　生活保護を受給される方の保険外費用について独自減免

(3)制度活用が必要とされる方々の地域要求実現のため、困難等の事例や実態などをつかむ取り組みを行います

　①　福祉に関する諸制度活用などの相談活動の強化

　②　介護・保育・障害を中心とした制度改定の影響・実態の継続的把握

③　サービス利用などで繋がりのない高齢者等の実態把握

　④　制度で対応できないニーズへの施策の提言や制度化に向けた活動

　⑤　自治体や支援センター等が主催する地域ケア会議、ケース会議への積極的な参加

(4)地域福祉、社会福祉の向上に向けた活動に取り組みます

①　介護予防・日常生活支援総合事業の具体化の検討

②　地域の子育て家庭等への『子育て支援相談』や情報提供

③　地域小中学校生の介護保育体験や講師派遣

④　ボランティアや実習生が活動しやすい体制整備と受入れ

　ⅰ）ボランティア会議の定例開催

　ⅱ）ボランティアに関する広報・ニュース発行と広報活動

⑤　熱中症予防調査など地域高齢者の見守り活動

⑥　地域とふれあえる行事・まつりの開催

(5)施設設備等を活用した取り組みを行います

①　地域交流室や各施設を地域の会議・集会場所として開放

②　地域でのサークル活動などへのスペースの提供

③　防災活動として地域住民に対する支援

３．関係機関や諸団体、地域・共同組織とのつながり・連携強化と総合力の向上

(1)　協力組織と関係強化し地域や近隣事業所とのネットワークづくりを推進します

　①　家族会、保護者会、「良くする会」、「各建設運営協力会」との定例協議

　②　当事者・当事者団体等からの要望・意見の聴取とサービスの質向上の向上

③　法人、各事業所活動についてニュース、ホームページ等を活用した情報発信

④　法人、各事業所の活動を知らせるパンフレットの作成

⑤　介護、保育等に関する講座や学習会、シンポジウムの推進

４．安全・安心、総合的な実践を軸としたサービスの提供と質の向上

(1)　自己決定にもとづき個々の生き方・価値観を尊重した実践を目指します。

(2)　個人や家族の置かれている生活を支え暮らしを守る実践を目指します。

(3)　個別性を尊重した介護・保育実現のため、それぞれ専門領域の視点を取り入れた総合的なケアをめざします

(4)　安全・安心の実践と総合的なチームケアに不可欠なケアの水準を高めます

①　法令順守確立のための諸規程の整備・見直しと実施状況の自主点検の実施

②　ヒヤリハットや事故発生事例の分析内容や教訓を職員全体で共有し、リスクマネジメントと危機管理対応の見直し

　③　感染症から利用者を守るため、感染予防に関する取り組み

　④　個人のプライバシーに配慮した実践

　⑤　災害発生時の安全確保のための取組み

５．事業活動目標と自己実現要求を統一する人材育成と職場風土

(1)　事業活動目標の達成と職員の自己実現要求が統一する「職場・制度教育」を進めるとともに「自己学習」意欲を尊重します

　①　法人理念・宣言、民医連綱領・福祉理念学習および社会人としての基本を意識して学習・研修に取り組み、職員教科書を積極的に活用

②　年代別研修を複数回開催、新入職員研修は必要に応じて複数回開催

　　③　学術運動交流集会を開催し、各部門の実践について共通理解

　　④　民医連、21老福連、社協などが実施する外部研修を位置づけ

(2)　事業活動の到達と現状の共通認識をはかり法人事業活動を担える人材育成（管理職・職責者）に取り組みます。

①　管理職・職責者研修を年３回開催

　　②　管理職・職責者研修は社会福祉法人の役割・使命、体験的法人理念、事業整備、マネジメント、労務管理、施設経営、管理運営と職場づくり

　　③　必要に応じて新任職責者研修を開催

(3)　安全・安心、総合的な実践を支える職員の専門性、サービスの質向上を図ります。

　　①　各種資格取得の奨励、専門領域研修の派遣による知識・技術の維持向上

　　②　事例・ケース検討の集団的検討・討議と質的向上

　　③　管理運営・職場づくりの集団的検討・討議と質的向上

(4)　職員の健康保持と働きやすい環境づくりに取り組みます。

　　①　事業場の点検、巡回点検の実施

　　②　自主共済や公的制度の活用

　　③　健康診断、ストレスチェックの実施

　　④　必要に応じて諸規定の整備と見直し

　　⑤　職場診断アンケートを実施

６．事業の継続と発展を支える科学的民主的管理運営と体制強化

(1)　法人の運営状況や経営状況の開示・公開に努めるとともに、関係法令や制度改定を学び、組織づくりを進めます。

(2)　職員確保対策に取り組みます。

　　①　労働条件、求人条件等の見直し

　　②　資格取得制度、研修制度や就業環境等の魅力の発信

　　③　求職者との接触機会拡大の取組と紹介業者等の活用

④　実習生や職場体験等を受け入れ

⑤　人事交流の推進と積極的なキャリアアップ、職責者への登用

　　⑥　介護初任者研修講座への講師派遣

(3)　職員間の情報共有をはかり実践と経営が結びつく「全職員経営」を推進します。

　　①　事業活動・経営方針の意思統一を目的に全職員研修会議の開催

　　②　４半期ごとの事業活動・経営課題の共通理解を深める職責者会議の開催

　　③　法人経営指標、利用者動向指標の資料充実と可視化

(4)　経営基盤の強化をはかりつつ中長期的な計画策定の検討を行います。

　　①　経営基盤の強化と生活保障に必要な利益確保と国庫補助金に依存しきらない経営の堅持

　　②　事業継続に必要な財産の計画的蓄積

　　　ⅰ）償還財源が確保できる事業計画、収支予算の編成

ⅱ）借入金返済財源を中期的に確保

　③　事業継続に必要な財産を確保前提に社会福祉事業、公益的事業への投資財源を確保

④　施設・設備更新・充実の具体化と計画的な実施

　　　ⅰ）空調設備等の更新（こがねの里）

ⅱ）介護用ソフトおよびハードウェアの更新

　　　ⅲ）防災・危機管理設備の調達

７．社会保障制度の充実、平和を守る取り組み

(1)　密接に関連する社会保障制度充実と平和活動について、労働組合にも共闘を求めながら、社保委員会と法人平和委員会を発展的に統合して法人として横断的、総合的に取り組み、活動を前進させます。

(2)　日本国憲法を守る立場で、幅広く個人・諸団体と連携・協力しながら取り組みや運動に積極的に関わっていきます。

(3)　「権利としての社会保障制度」を守り拡充させるための運動に積極的に関わっていきます。

(4)　奈良民医連、奈良県社会保障推進協議会、２１老福連等と連携し運動を進めます。

第三章　実施事業と業務・管理運営計画

第１節　２０１７年度実施および市町村等からの受託事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1)第１種社会福祉事業  ⅰ）特別養護老人ホーム | 特別養護老人ホームこがねの里 | ８５名 |
| (2)第２種社会福祉事業 |  |  |
| ⅰ）老人デイサービスセンター |  |  |
| ①　地域密着型通所介護事業  　②　指定通所介護事業 | こがねの里デイサービスセンター  介護予防サイクルハウス･あこだ | １８名  30名×2単位 |
| ⅱ）老人短期入所事業 | 特別養護老人ホームこがねの里 | ２５名 |
| ⅲ）老人居宅介護等事業  ①　指定訪問介護事業 | こがねの里ホームヘルプセンター |  |
| ⅳ）障害福祉サービス | こがねの里ホームヘルプセンター |  |
| ※　居宅介護･行動援護･重度訪問介護の３事業指定 | |  |
| ⅴ）介護予防・日常生活支援総合事業（老人デイ・老人居宅等事業に含む） | | |
| ①　第一号通所介護事業（みなし）  　②　第一号訪問介護事業（みなし） | こがねの里デイサービスセンター  介護予防サイクルハウス･あこだ  こがねの里ホームへルプセンター | １８名  30名×2単位 |
| ⅵ）小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能ホームあかりの家 | ２５名 |
| ⅶ）保育所 | あかね保育園 | １２０名 |
| ⅷ）地域子育て拠点事業 | 奈良市地域子育て支援センター「Peace」 |  |
| (3)公益事業 |  |  |
| ⅰ）居宅介護支援事業 | こがねの里居宅介護支援事業所 |  |
| ⅱ）企業委託型保育サービス | あゆみ保育 |  |
| ⅲ）高齢者生活共同運営住宅 | 高齢者生き活きグループリビングあやめの里 | １０名 |
| (4)市町村等からの主な受託事業 | | |
| ⅰ）介護保険要介護認定調査 | 特別養護老人ホームこがねの里  こがねの里居宅介護支援事業所 |  |
| ⅱ）予防プラン作成 | こがねの里居宅介護支援事業所 |  |
| ⅲ）生活管理指導員派遣事業 | こがねの里ホームヘルプセンター |  |
| ⅳ）障害福祉移動支援 | こがねの里ホームヘルプセンター |  |
| ⅴ）病後児保育 | あかねほっとルーム「こばと」 |  |
| ⅵ）延長保育事業 | あかね保育園 |  |
| ⅶ）一時預かり | 「ひよこルーム」（Peace内） |  |

## 第２節　２０１７年度法人業務予定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年月日 | 会議・業務名 | ＜ 主な決議事項および報告事項 ＞ |
| ※　新定款インターネット公表  ※　第１０期評議員任期始期 | | |
| 5/15（月） | 公認会計士決算調査 | 2016年度決算(決議前)調査 |
| 5月 | 法人監事監査 | 法人及び施設･各事業における業務執行、財産管理状況監査 |
| ※　社会福祉充実残額の試算  　※　残額ある場合は社会福祉充実計画案の作成（地域公益事業の場合地域協議会等から意見聴取）  ※　第9期第8回理事会招集通知発送（開催日の一週間以上まえ） | | |
| 5/下旬～6/10間で開催 | 第９期第８回理事会 | ①16年度決算計算書類、事業報告の承認  ②社会福祉充実計画（社会福祉充実残額ありの場合）  ③役員等の報酬規程について（定時評議員会提案内容の承認）  ④新理事・監事候補者の決定（事前に同意を得る）  ⑤第10期第1回評議員会招集について⑦職務執行状況の報告 |
| ※　2016年度決算計算書類等の閲覧備え置き（定時評議員会開催まで14日間以上）  ※　監事による評議員会議案・議題の調査  ※　第10期第1回定時評議員会招集通知（開催日の一週間以上まえ） | | |
| 6/25（日） | 定時評議員会 | ①　16年度計算書類、財産目録の承認  ②　16年度事業報告  ③　理事、監事の選任  ④　役員等報酬規程（基準）の制定  ⑤　役員（理事・監事）の報酬の決定（総額） |
| ※　定時評議員会が終了後  ※　第10期理事事・監事任期始期）  ※　第10期第1回理事会の招集手続きを省略するための同意（理事監事全員） | | |
| 6/25（日） | 第10期第1回理事会 | ①理事長及び業務執行理事の選定 |
| ※　計算書類、財産目録、現況報告、役員等名簿、役員等報酬基準インターネット公開  　※　法人代表者登記、資産登記 | | |
| 6月 | 公認会計士残高調査 |  |
| 11月 | 公認会計士調査 |  |
| 10月、11月 | 第10期第2回理事会 | ①上半期決算及び業務報告 |
| 3/17までに | 第10期第3回理事会 | ①職務執行状況の報告  ②2018年度事業計画の承認  ③2018年度予算の承認  ④臨時評議員会招集事項の決定 |
| 18/3/25(日) | 臨時評議員会 | ①2018年度事業計画概要  ②2018年度予算概要報告 |

## 第３節　組織機能



## 第４節　会議開催計画



## 第５節　委員会の構成

### １．法人に設置する委員会の構成

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人委員会 | こがねの里 | | | あこだ | あかり | あかね | | 本部 |
| 社保・平和 | 堀 | 岡元 | 遠山 | 加納 |  | 前坂 |  | 栄★ |
| 教育・研修 | 西尾 | 仙波 |  |  |  | 相馬 | 松岡 | 山村★ |

### ２．こがねの里に設置する委員会・会議の構成

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 看護 | 介護職員 | | | 相談 | 栄養 | 事務 | 職責 | 小規 | 居宅 |
| デイ | 入所 | |
| 感染・事故防止対策 | 倉田 | 中山 | 福島 | 八木 | 落合 | 孝橋 | 南雲 | 藤井★・北山 | - | - |
| 労働安全衛生委員会 | 近藤 | 松永 | 菊澤め | 谷口 |  |  | 南雲 | 藤井★ |  |  |
| 医療的ケア | 職責 |  | 中井・西尾・副主任 | | 藤井 | 孝橋 |  | 藤井★・北山 |  |  |
| 身体拘束廃止委員会 |  |  | 吉田 | 山本 | 今井 |  |  | 藤井★・北山 |  |  |
| 協力HP会議 | 職責 |  |  |  | 相談員 |  |  | 藤井★・北山 |  |  |
| 入所判定会議 | 職責 |  | 中井 | 西尾 | 相談員 |  |  | 藤井★・北山 | 氏家 | 1名 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | こがねの里 | | | | あかり | 外部 |  |
| 給食管理会議 | 孝橋 | 西尾 | 北山 | 藤井 | 氏家 | 日清 |  |

### ３．あかね保育園に設置する委員会・会議の構成

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | あかね | | 法人 | | | 外部 | | |
| 運営協議会 | 浅野 | 相馬 | 山村 | 吉川 | 藤井 | 労組 | 良くする会 | 乾井 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | あかね | | 法人 | 外部 | | | | | | | | |
| 要望等委員会 | 浅野 | 相馬 |  |  | |  | |  |  | |  |  |
| Peace関係者会議 | 浅野 | 村上 | 山村 | 地域関係者 | | | | | | | | |
| 四者協議会 | 浅野 |  |  | 亀本 |  | | 保護者会 | | | 平和会労組 | | |

## 第６節　委員会等行事計画

### １．法人行事・委員会等計画

　4/3　第１回新入職員研修

６月 ３年目職員研修

　６月 新入職員歓迎会

　６月　公認会計士　現地調査

　７月　第１回法人職責者会議

　８月　奈良市福祉法人行政監査（予定）

９月　５年目職員研修

　10/1　第２回新入職員研修（※予定）

　11月　第２回法人職責者会議

　12/3　秋篠茜会学術運動交流集会

　１月　こがねの里ボランティア新年会

　２月　第３回法人職責者会議

　３月　法人全職員会議

### ２．こがねの里感染症対策・事故防止検討委員会

4/3(月)　新入職員第1回事故防止研修会(リスクマネジメント)

　4/7(金) 「食中毒防止の取り組み準備」・2～3月度事故ヒヤリ・はっと評価

　6/2(金) 感染症内部学習会(1)「食中毒予防実践の評価」「第１回学習会企画の検討」

　　　　　　事故・ヒヤリはっと評価(4～5月)

8/4(金) 「ノロウィルス予防・警戒期に向けの対策」

　　　　　事故・ヒヤリはっと評価(6～7月)

　9月 　　第１回感染症対策学習会

10/2(月) 新入職員第2回事故防止研修会

　10/6(金) 内部学習会(2)「インフルエンザ予防対策」「ノロウィルス情報提供」

　12/1(金) 「第２回学習会企画実施内容の検討と分担

　2/2（金） 今年度総括と次年度計画、第２回感染症対策学習会実施内容の確認

2月　　　第２回感染症対策学習会

* 社会情勢、状況に応じて、臨時委員会を開催します。
* 事故防止に関する定期的研修会(年2回)内容および日程・内容については他の関連する研修会と連携して設定、具体化します。

### ３．こがねの里　労働安全衛生委員会

　第4木曜日13：30～14：00を基本に定例開催します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 前期 | テーマなど | 後期 | テーマなど |
| ４月 | ワークライフバランス・長時間労働 | 10月 | インフルエンザ対策 |
| ５月 | たばこと健康、健康（ストレスチェック）診断実施 | 11月 | ノロウィルス・感染性胃腸炎 |
| ６月 | 熱中症・脱水について | 12月 | 施設の防災対策・定期健診夜勤 |
| ７月 | 食中毒について | １月 | 健診事後措置について |
| ８月 | 健診事後措置、室温・湿度、睡眠 | ２月 | ストレスチェック（活用編） |
| ９月 | 結核、メンタルヘルス対策 | ３月 | １８年スケジュール、振り返り |

### ４．こがねの里　医療的ケアの安全対策委員会

6/14(水)　　第1回委員会

　9/20(水)　　第2回委員会

12/20(水)　 第3回委員会

3/21(水)　　第4回委員会

　※　喀痰吸引に関する研修を、年1回実施します。

### ５．こがねの里・あかりの家給食管理会議

　委託業者と隔月(偶数月第4(金))を目安とし、定期的に会議を開催します。

### ６．こがねの里身体拘束廃止委員会

　4/21(金)　事例検討・2015年度委員会活動報告とまとめ

　5/19(金) 事例検討

　6/16(金) 事例検討

　7/21(金) 事例検討

　8/18(金) 事例検討

　9/15(金) 事例検討

10/20(金) 事例検討・学習会内容検討

11/17(金) 事例検討・学習会内容確認

12/15(金)　2016年度第1回身体拘束(虐待防止含む)に関する学習会

1/19(金) 事例検討

2/16(金)　事例検討

3/16(金)　事例検討・身体拘束等に関するまとめ検討

### ７．こがねの里入居者・家族の会

5/13(土)　 第16回こがねの里入居者・家族の会総会

　６月　 　　夏の環境整備活動

　９月　 　　敬老月間・各種催し（懇談会）

　10月　 　 秋の環境整備活動

11月

　12月　 　　諸行事（クリスマス会・居室清掃・忘年会）

　１月　 　　諸行事参加（初詣、新年会お餅つき）

２月　　　 節分行事

４月　 　　お花見行事

# 第四章　人事・配置計画

## 第１節　配置図

第２節　職員配置計画

**第３節　協力団体等の任務分担**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 担当者 |
| 全日本民医連　社会福祉法人委員会 | 藤井(俊) |
| 近畿地方協議会　介護福祉責任者会議 | 藤井(俊) |
| 奈良民医連　理事会 | 藤井(俊) |
| 奈良民医連　経営委員会 | 藤井(俊) |
| 奈良民医連　社保平和委員会 | 栄 |
| 奈良民医連　高齢者福祉委員会 | 藤井(俊) |
| 奈良民医連　介護職部会 | 楠原、白井、藤井（俊） |
| 奈良民医連　ケアマネ小委員会 | 内山 |
| 奈良民医連　学術運動交流集会 | 中尾 |
| 奈良民医連　平和アクション | 遠山 |
| 奈良民医連　ＳＷ部会 | 今井、落合、加納、藤井、松永、山口、堀 |
| 奈良民医連　共済会 | 藤井(俊) |
| 三者協議会 | 山村、藤井(俊) |
| 高齢者居場所づくり連絡会 | 栄 |
| 21老福連職員研究交流集会 | 北山 |
| 奈良県老人福祉施設協議会 | 藤井(俊) |
| 奈良市老人福祉施設連絡協議会 | 藤井(俊) |
| 奈良まほろば事業 | 藤井(俊) |
| 奈良県地域密着サービス連絡協議会 | 山村 |
| 奈良市伏見圏域街づくり事務局 | 山村 |

# 第五章　地域交流計画

## 第１節　実習生等の受け入れ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　容 | 学校・団体名 | 予　定（未確定含む） |
| 社会福祉士実習 | 龍谷大学  日本福祉大学(通信制) | 11/1～12/28　　2名  7/1～10/31　　1名(分散) |
| 介護福祉士実習 |  |  |
| 介護初任者研修 | 特定医療法人(財団)岡谷会 | 5/25～6/13　　15名 |
| 栄養士実習 | 大阪夕陽丘学園短期大学 |  |
| 介護支援専門員実務研修実習 | 奈良県社会福祉協議会 | 4/3～4/5、4/11～4/13　2名 |
| 職場体験 | 富雄中学校 | 11/8～11/10 |
| 富雄第三中学校 | 12月 |
| 就職希望者　職場訪問・体験 |  |
| その他 | 奈良歯科衛生士専門学校  奈良県職員新任フォローアップ | 6/12～6/14、6/19～6/21　8名  6/22～6/23、7/4～7/5　　8名 |

## 第２節　講師等派遣予定

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 実施団体 | 時期 | 職種 | 人数 |
| 「本物に学ぶ」  介護初任者研修 | 伏見中学校  特定医療法人岡谷会 | 11月  4/25、6/6、6/8、6/13 | 介護職  介護・事務 | 2名  3名 |

## 第３節　地域行事参加・交流計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内容 | 団体 | 予定 |
| 3年生・高齢者等の交流  西大寺北地区防災訓練 | 西大寺北小学校  西大寺北地区防災・防犯会 | 11月～12月  11月 |

# 第六章　事業分野別の計画

## 第１節　あかね保育園事業計画

年間出生率が100万人減る一方で、子どもの虐待件数は増加し続け、昨年度、全国の児童相談所（207か所）で昨年88,931件に対し、更に増え続け14,329件増の10万3,260件(1,16倍)と過去最高になりました。

また、日本の子どもの貧困率も16，3％上がり、6人に1人、約325万人が「貧困」の中で子ども時代をおくっています。そのような中で、「保育園落ちたの、私だ」と国会前で保護者らが待機児童問題の解決を訴えて1年が経過しようとしています。政府は17年度予算案で「待機児童解消加速化プラン」に基づく受け皿の拡大として、46,000人分を計上しましたが、66市町村中7割が整備計画を達成したが待機児解消となっていない現状があり、抜本的に保育施設を増設し、条件の整備が、いっそう求められています。また、保育施設等は「保護者支援の機能」がより一層求められるようになり、さらに地域の子育て家庭への支援も期待されています。

奈良市では国の奨励を先取りし公立幼稚園・保育所をすべて統廃合し、幼保連携型認定こども園に転換する計画を強行しようとしています。しかし、各地域で不安や反対の声が上がっており、計画の見直し及び幼稚園の3年計画実施など、奈良市の子育てしやすい街づくりの観点から、地域の実態に合った計画の見直しが求められています。

また、保育制度の充実に向け、保育士不足は深刻であり、資格要件の緩和や配置基準の切り下げではなく、正規雇用や専門職にふさわしい処遇の実現を可能とする保育費用（公定価格）の改善が必要です。今後、私達は地域で多くの保育関係者が繋がって、課題を共有し、自治体に要望を上げ、さらに国へ制度改善の働きかけを強めていくことが必要です。

新年度は正規保育士5名の採用とともに、児童数は5月より定員の120％、144名となる見込みです。園児数は昨年より若干名増加するものの、処遇改善費率や公定価格の動向により、収入は変動すると思われます。また120％条項（減算）については、5年延期に伴い、当面120％の児童の受け入れを行い、待機児解消に寄与したいと考えます。更に、保育士確保が急務であることから、学校の訪問など今後の対策が求められています。

１．重点目標

(1)　法人理念及び子どもの権利条約及び児童憲章、児童福祉法に基づき、子どもの人権が守られる乳幼児の保育をおこないます。

(2)　職員は豊かな愛情をもって子ども達に接し、研修等で保育技術の習得、資質の向上に努めます。また、職種を越えともに励まし合い、育ち合える、働きがいのある職場づくりに取り組みます。

(3)　人員不足にならないように、職員確保に努めます。

(4)　『地域の子育ての拠点となる保育園』をめざし、子ども達を取り巻く社会状況にも目を向け、児童福祉の拡充ならびに、地域におけるニーズに沿った家庭支援などに努めます。また、地域の多くの保育関係者や他団体とともに繋がって、課題を共有し、自治体に要望するとともに、国に向けて制度改善の働きかけをすすめます。

(5)　施設の修繕計画及び長期借入金の返済に向けて、増収に努め、計画的な積み立てを行います。

２．園児及び保護者支援計画

(1)　心身ともに健やかで、生き生きとしたこどもを育てます。

①　5つの定点「よく食べ、よく遊び、よく眠る、早寝、早起き」の心地よい生活リズムを確立し、保護者とともに健やかに成長するこどもに育てます。

②　自我の芽生えや自己主張を大切にし、保育士はこどもの気持ちを受け止め、自分で決めて行動できるように、自立する力を育てます。

③　生活経験と遊びを豊かにし、主体的に遊べるこども、友達と共感し合える心を育てます。散歩や戸外遊びを多く取り入れ、いろいろなものに興味を示し、自然の中で遊ぶことにより、豊かな感性と創造性を育てます。

④　リズム遊び、歌、絵画、ごっこ遊びや劇あそび等で表現する楽しさを育てます。

⑤　諸行事を通して、充実感と達成感を身につけ、自己肯定感を育てます。

⑥　話をしっかり聞き、自分で考え、気持ちを伝え、行動ができるこどもを育てます。

⑦　昨年と同様「異年齢交流」をテーマと位置づけ、計画的な保育実践に取り組み、こども、大人同士の繋がりを進めていきます。

⑧　保育室では、落ち着いた保育環境の中で遊べる工夫をします。

⑨　保護者の方の思いを受け止め、信頼関係を築き、共に学びながら子育てをすすめます。

⑩　配慮を必要としているこどもや様々な困難を抱えている家庭に対し、専門機関と連携しつつ、細かな支援で子どもの安全を守り、全面発達を保障します。

(2)　安全で豊かな保育環境づくりに取り組みます。

①　園児に手洗い指導等の衛生安全指導を行うとともに、保護者への啓蒙をすすめます。

②　健康安全委員会の充実で、園児や保育環境の安全保全に努めます。

③　「保育業務の流れ年齢別一覧」を作成し、どの場面でも保育士が連携しつつ、落ち着いた雰囲気の中で、子ども達に安全で丁寧な保育が行えるように努めます。

④　ヒヤリハットや事故報告K-SELL検証により教訓を見出し、事故発生事例の分析を行い、職員全体で教訓を共有化する中で、保育士の力量を高め、事故防止、安全保全に努めます。

⑤　蘇生技術や感染症について学習し、事故防止に努めます。

⑥　災害時に備え、防災対応マニュアルに従い、その具体的な実践を保護者も交え進めます。

⑦　安全衛生マニュアルを全職員で共有し、事故等に繋がらないよう努めます。

(3)　「あかね保育園の給食７つの大切」を基調にこどもの健康を守り発達に必要な栄養を保障します。

①　「食育」の一貫として、失われつつある食文化を伝えます。

②　皮むきや、クッキング、野菜栽培を通して、こどもたちが意識的に食材に触れ、つくる楽しみと食べる楽しさ、命の大切さが実感できるように「食育」を進めます。

③　他園の給食を研究・研修し、更に自園給食の良さを検証し発展させます。

④　「食育」推進の大事な第一歩である離乳食を豊かに進めるために、0歳児一人ひとりの口腔チャックに沿って離乳食の援助を行うとともに、保護者に寄り添い、丁寧な食事指導を行います。

⑤　食材の栄養内容等をこどもに知らせ、健康に必要な食事について啓蒙します。

⑥　アレルギー児に対する除去食、代替食に取り組み保護者とともにアレルギーの改善に取り組みます。

⑦　保護者の方に食事をとる家族団欒の大切さや生活習慣を含め『食育』の大切さを啓蒙しつつ、ともにその前進に努めます。

⑧　安全・衛生を徹底するとともに、食中毒等の予防に努めます。

３．地域福祉拡充計画

(1)　奈良市子育て支援センターPeaceと協力、共同して子育て支援活動の充実に努めます。

(2)　園庭解放を実施し、子育て親子が安心して遊び交流できる場を提供します【4，5，6，7，9，10，11，3月】。

(3)　病後児保育事業を更に啓蒙・充実させ、子育てを応援します。

(4)　あかね保育園増改築建設運営協力会やあかね保育園保護者会及び奈良市子育て支援センターPeaceの関係者会議と懇談、交流します。

(5)　地域の保育関係者や諸団体と連携し、奈良市に対し要望するなど、保育環境改善等に努めます。

４．民主的管理運営計画

(1)　全日本民医連の方針と決定及び法人理念を学び、地域に求められる保育園の役割や保育士の専門性について学習・研修をすすめ、生きがいの持てる職場づくりに努めます。

(2)　自己学習を基本に据えながら、学習・研修及び事例検討（カンファレンス等）により保育技術の習得、資質の向上に努めます。共に学び合い成長する気風をつくります。新入職員教科書を基本に職員育成につなげます。

(3)　法人及びあかね保育園の理念実践のために、職員確保に努めます。

(4)　職員会議・リーダー会議等では、職員が共通認識にたち積極的に発言、論議ができる環境の整備と改善に努めます。

(5)　全職員参加の経営をめざし、経営内容の啓蒙に努めます（年3回）。

５．財政基盤強化と財源確保計画

(1)　入園希望者へは施設見学を毎月実施し法人理念や保育方針を丁寧に知らせ、Peaceと連携し、園児獲得につなげます。

(2)　無駄な支出をなくし、効率的な施設運営に努めます。

６．施設整備計画

(1)　修繕計画に基づき、その財源確保と実施に努めます。

①　園庭の改修工事　（約300万円）

②　東側外階段及び屋上への階段の塗り替え工事　（約60万円）

③　子育て支援センターPeaceの整理棚の購入（60万円）

④　避難車1台の購入（15万円）

(2)　保育環境の更なる充実に向け、計画的な積立てに努めます。

## 第２節　企業委託型保育サービス事業　あゆみ事業計画

１．運営を振り返って

＊実利用児童数の比較

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 年度 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 小学生 |  |  |  | 合計 |
| 登録児童数 | 2015 | ６ | ６ | ３ | ５ | ５ | ３ | ４ |  |  |  | ３２ |
| 2016 | ３ | ５ | ３ | ２ | ６ | ５ | １ |  |  |  | ２５ |
| 月 | 年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 合計 |
| 延べ利用数 | 2015 | 17 | 35 | 13 | 29 | 19 | 30 | 28 | 24 | 39 | 24 | 258 |
| 2016 | 17 | 31 | 12 | 14 | 21 | 34 | 35 | 36 | 48 | 57 | 305 |

政府は都道府県に「地域医療構想」や医療費の「適正化計画」を策定させ、都道府県ごとの地域差を口実に、医療費・介護費を削減しようとしている中、医療や介護にかかれない人が増え続け、重度化する中、看護師等医療介護従事者の充実が求められています。その様な中で、委託保育事業の果たす役割は大きくなっており、女医さんや看護師等が安心して働けるような保育が求められています。

昨年の登録児童数は4、5歳が増加し、0,1,3歳児が減少しているものの、兄弟利用の増加や0歳1名(12月より)の待機児入所があったため、総利用児童数が昨年258名に対し、今年度は305名と2割近く増えました。又、日曜祭日保育では配慮の必要な児童や0，1歳児が多かったため、3名体制で保育を行ってきた。また、業務日誌等の改善で保育内容の充実に努めてきました。特に、新しい委託保育事業がスムーズに利用できるよう「利用方法のしおり」の改定や面接時マニュアル、泊り時の健康受入れ表等も作成しました。保育では子ども達が楽しく異年齢集団で、生活できるよう日案、行事案等も作成し、また、あゆみだよりを年3回発行するなど保護者支援にも取り組みました。

新年度は看護師等が子育てしながら、安心して働き続けられるために、異年齢集団での保育内容の充実に努め、さらに、毎月、夜間時の避難訓練や心肺蘇生訓練の実施、安全保全の取組みを引き続き実施していきます。

２．基本方針

児童福祉法及び「民医連の保育問題に対する基本的考え方」の理念に立ち、「企業委託型保育サービス事業運営規定」及び「平和会委託契約保育所の利用・運営規定」を基調に、利用される職員が安心して働き、その子育てを応援しつつ、こども達一人一人が大事にされ安心して生活できる保育環境の整備と保育内容の充実をめざします。

３．重点目標

(1)　こども達が異年齢集団の中で兄弟関係で育つことを事にしつつ、ゆったり、楽しく遊べる保育をめざします。

(2)　保護者の方の働きを学びつつ、こどもの様子を丁寧に伝え、こどもの成長について共感し合い、信頼関係を築き、共育てをすすめます。

(3)　研修や学習会に出来る限り参加し、職員の専門性の向上に努めます。

(4)　保護者が安心して利用でき、委託保育職員が安心して働き続けられるよう四者協議会にて協議し、安定的運営に努めます。

(5)　ヒヤリハット等の教訓をあかね職員と共有し、危機予知能力等保育士の力量を高め、こどもの事故防止、安全保全に努めます。

(6)　避難訓練にも取り組み、園児の安全確保に努めます。

## 第３節　奈良市地域子育て支援センター「Peace」事業計画

１．基本課題

(1)　あかね保育園の取り組みに沿った「安心して子育てができ、子どもからお年寄りまで安心して暮らせる地域をめざし、ともに手をつないでいける子育て支援センター」をめざします。

(2)　保護者が親になった喜びや自信が持てるように、場の提供・情報の提供・相談業務・地域活動に努めます。

(3)　「孤立の子育て」の減少に向け、子育て世代がつながる取り組みを実施し、子どもの健やかな成長を育みます。

(4)　地域の人々が気軽に立ち寄ることができる子育て拠点になるような取り組みを重視し、地域との連携を強めていきます。

２．具体的な実施内容

(1)　週5日の場の提供（10時～15時30分）、月１回以上の講座やおでかけ保育（下記計画案）の実施、育児情報の提供、子育て相談業務・出前講座・地域支援活動に取り組み、親の子育て力や自己肯定感を向上させていきます。そして、支えあう子育て仲間づくりを支援していきます。

(2)　一時預かり「ひよこルーム」は、2016年度冬季の利用が減少してきたため、利用者が利用しやすくするため、預かり日を増やします（月、火、木、金曜日実施）。

(3)　職員は、積極的に研修に参加することで、スキルアップに努めていきます。

(4)　子育て支援センター関係者会議を定期的に開催し、地域の実態を知り、地域のつながりを深めていきます。また、Peace主催の地域ごと子育て支援交流会を開催することで、近隣子育てひろばや子育てスポット、子育てサークル等との連携を強めていきます。2016年度、近隣の子育てスポットや子育てサークル等の訪問を実施し、全サークル・スポットを訪問しました。２０１７年度も引き続き２巡目の訪問し、地域連携を強めていきます。

(5)　「安心して子育てができる地域づくり」を着実に進めていくために、地域の人々が気軽に立ち寄ることができる子育て拠点になるような取り組みをしていきます。2016年度同様、こがねの里等をはじめとする地域にある施設を訪問し、協働事業を推進していきます。

(6)　地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するために、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図る「地域支援」を強化していきます。

３．２０１７年度行事計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 講座（Peaceの魔法） | お出かけ保育（わくわくPeace） |
| 4月 | 製作（こいのぼりづくり） | お花見遠足（平城宮跡） |
| 5月 | 離乳食講座①（準備期・前期・中期食） | 公園へお散歩 |
| ＊子育てサークル“キッズクラブ”支援 |
| 6月 | 歯みがき指導 | どろんこ遊び |
| 7月 | ミュージック・ケア | 水遊び① |
| ＊子育てスポット“ミルクハートミルク”支援 |
| 8月 | パパとふれあい遊び | 水遊び② |
| 9月 | 離乳食講座②（後期・完了食） | フィンガーペィンティング |
| 10月 | 親子リズム | ミニ運動会 |
| ＊子育てスポット“ミルクハートミルク”支援 |
| 11月 | 健康講座 | どんぐり拾い（平城宮跡） |
| 12月 | クリスマス会 | ベビーダンス |
| 1月 | 足育講座 | 十五所神社へ初詣 |
| 2月 | 幼児食講座（かんたんおやつ・食育） | 人形劇（あかね保育園合同事業） |
| 3月 | ひな祭り | 公園へお散歩 |

＊園庭開放（年間８回）：４月、５月、６月、７月、９月、１０月、１１月、３月

＊えほんひろば：毎月1回

＊奈良市役所キッズコーナー「遊びのコツ」支援：年間３回（6月、10月、２月）

## 第４節　こがねの里居宅介護支援事業所　事業計画

１．重点課題

(1)　誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる無差別平等の地域包括ケアを目指し、地域に開かれた福祉の窓口として必要な支援を迅速に提供できるよう努めます。

(2)　介護保険制度改定における利用者の生活実態を把握し法人内に地域高齢者の情勢を伝え、社会保障全般にわたる公的制度の改善拡充を共同組織とともに訴え運動を強化します。

(3)　サービスの質を確保しつつ介護支援専門員一人当たり換算39件の管理件数を追及し、関係機関に働きかけ法人高齢者事業と連携を図り事業を安定的に運営します。

２．運営・援助目標

(1)　在宅で安心して生活するために医療や各種事業、地域住民と連携し支援体制を整　えます。

* 1. 社会資源を調整し支援をとおして地域に法人全体の取り組みを発信します。
  2. 家族や他事業所、地域包括支援センターや民生委員と連携するため、利用者のプライバシーに配慮しながら情報提供を行います。
  3. 24時間連絡可能な体制をとることにより、事業所と連携し終末期や困難事例にも柔軟に対応します。

(2)　利用者が介護保険制度を理解し、適切なサービスが選択できるよう相談援助を行います。

①　新規利用者が理解しやすいよう、パンフレット等を用いて制度を説明します。

②　継続利用者の相談は定期訪問で信頼関係をつくり、相手の尊厳を保ちながら訴えを傾聴し随時必要な情報の提供と提案を行います。

③　適宜サービス担当者会議を開催し、家族や事業所と必要な情報を共有します。

④　制度改定に関する情報提供とともに、サービスが制限される利用者には代替策を提案します。介護保険外サービスについて地域ニーズや資源の把握を行います。

* 1. 地域ケア会議等に参加し地域包括システムの動向把握に努め、必要な支援体制を検討します。

(3)　介護支援専門員としてのスキルアップを図ります。

①　利用者の潜在的ニーズをすくい上げ、状況に応じて的確に提案を行います。

②　自治体や地域包括支援センター主催の研修会等に参加し情報収集します。

③　職員会議等で研修報告や利用者状況を共有し連携して支援に当たります。

④　主任介護支援専門員の資格取得を順次進めます。

⑤　介護支援専門員等の実習受け入れを通し、援助者の専門的実践の振り返りとなり利用者へのサービスが質量ともに高い水準に到達するよう取り組みます。

## 第５節　こがねの里ホームヘルプセンター　事業計画

１．重点目標

(1)　利用者の意思及び人格を尊重し、自立支援に努めるとともに、利用者の気持ちや背景に寄り添ったサービスの提供に努めます。

(2)　各関係機関との連携を図り、在宅生活が継続的に続けていける様に専門性の高いサービス提供に努めます。

(3)　変化する利用者のニーズに柔軟かつ積極的に対応し、利用者家族との信頼関係を深め、負担軽減に努めます。

(4)　ニーズに全般的に柔軟に応えるため、職員確保を進め効率的な配置を行っていくとともに、研修の実施や支援制度の活用を充実させ、未経験者や資格のない職員等も含め確保に努めます。

２．運営・援助目標

(1)　利用者の身体状況の変化や訪問時の報告等連絡が密に取れる環境作りに心がけ、必　要に応じてカンファレンスや会議を開いて個別検討し、提供するサービスの質の評価をチームで行い、利用者が安心して生活できるサービスを行える様にします。

(2)　外部研修、内部研修に参加するだけではなく職員会議で再度研修を行い、理解を深め、よりよい支援が出来る様にします。

(3)　要支援者の新総合事業への移行について、サービス利用状況を把握し、必要なサービスが不安なく受けられるよう情報提供・説明に取り組みます

## 第６節　介護予防サイクルハウス・あこだ　事業計画

１．重点目標

(1)　誰もが、安心して住みなれた地域で暮らしていくことのできる無差別・平等の地域包括ケアを目指すために、公的責任のもと公的制度の拡充を訴えながら、地域にある資源のひとつとして専門性を発揮し、地域高齢者の介護予防・健康づくりを支援します。

(2)　奈良市介護予防・日常生活支援総合事業において、地域高齢者に必要な支援が受けられまた継続できるよう制度改善・充実を求める運動を利用者・家族および共同組織とともに進めます。

(3)　介護技術や運動指導への技術・知識の向上に努めます。事業所設備を最大限有効活用しながら多様化する利用者や家族の思いに共感し寄り添います。

(4)　予算達成への取り組み

①　2017年4月から総合事業への移行により、報酬減となります。継続した事業所運営を目指すため１日平均　49.2人（実人数：予防95人　介護　83人登録）の利用を目指します。

②　利用者動向は季節変動に左右される為、積極的な受け入れを実践します。

③　定期的に地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・地域連携室などへ出向き、利用状況などの情報発信を行い、利用案内の促進を図ります。

２．運営・援助目標

(1)　事業内容

①　利用者から要望の高い短時間（3-5時間での所要時間）で、引き続き午前・午後２　単位制の運営を行います。

②　奈良市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（現行相当）を2単位で実施します。

③　短時間での機能訓練はアウトプット評価によって対応できる情勢であることから、より多くの利用者受け入れに向け運動スケジュールやプログラムを編成します。

④　利用者や家族等の状況から、要介護認定者の入浴サービス導入について検討し、さらに法人高齢者事業含めた利用継続の成果となるよう連携を強化します。

(2)　事業運営（職員会議・送迎ミーティング）

①　毎月1回第3木曜日に定期的に職員会議を開催し、利用者の心身の状況や要望等共通理解の場として課題解決や業務改善の検討の場とします。

②　職員会議の機会を活用し内部研修進めます。また機能訓練指導においては、外部研修の参加機会を確保します。その他介護技術・感染症予防や事故防止、救急救命、認知症などの研修は、こがねの里学習会に参加し技術や知識の向上を図ります。

③　介護職員は介護福祉士資格取得をめざし、自己研鑽に努め、共に学びあう職場風土を作ります。

④　送迎ミーティングを毎日13：45～14：00に開催します。メンバーは生活相談員・運転手・介護員にて送迎ルートの検討および利用者状況（住宅・交通含む）の共通確認の場とします。必要に応じ移動介助法等の研修を行います。

⑤　利用者の増加や平均介護度の上昇により、職員配置や業務分担、各種マニュアルの見直し及び整備を行い運営基盤の強化を図ります。

(3)　援助内容

①　介護予防への取り組みを、利用者自身が楽しく行えるようなプログラム内容の検討を行います。また利用者へ励ましや評価などたくさん声かけをします。

②　職員は疾病や障害への理解を深め、技術や知識、コミュニケーション能力の向上を図り、共に学びあいます。また標準的な機能訓練指導手順においても同様です。

③　利用者の身体機能に応じ余暇活動の充実を図ります。作業療法や他者との交流の機会を創出します。

(4)　2017年度研修計画案

　　①　事故防止学習会（年1回　）

②　感染症対策学習会（年2回　）

③　運動指導マニュアルの見直し及び実践研修（年2回）

(5)　サービス内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １単位目 | サービス内容 | 内容についての説明 | | |
| 8：00 | 送迎サービス | ご自宅までお迎えに行きます。 | | |
| 8：45 | 健康チェック | 体温、血圧などのバイタル測定や問診を行います | | |
| 9：30 | 準備運動 | トレーニングルームにて体操やストレッチを行います。 | | |
|  | トレーニングルーム | | プール | |
| 9：45 | 機能訓練 | トレーニングマシンを使ったプログラム | 機能訓練 | 水中での歩行や体操のプログラム  （集団でのメインプログラム：25分） |
| 10：30 | 休憩 | 水分補給、他者との交流の場を提供します | 休憩 | 水分補給、他者との交流の場を提供します |
| 10：45 | 機能訓練 | 選択運動メニューの実施 | 機能訓練 | 個別選択メニューの実施：15分　整理体操 |
| 11：10 |  |  | 入浴 | 入浴介助を行います |
| 11：35 | 整理運動 | 機能訓練で使った体をほぐします |
| 健口体操 | 口腔体操（舌体操、ごっくん体操、顔面体操他、歌） | | |
| 11：45 | 健康チェック | 血圧測定、問診を行います | | |
| 12：15 | 送迎サービス | ご自宅までお送りします | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ２単位目 | サービス内容 | 内容についての説明 | | | |
| 13：00 | 送迎サービス | ご自宅までお迎えに行きます。 | | | |
| 13：30 | 健康チェック | 体温、血圧などのバイタル測定や問診を行います | | | |
| 14：00 | 準備運動 | トレーニングルームにて体操やストレッチを行います。 | | | |
|  | トレーニングルーム | | | プール | |
| 14：15 | 機能訓練 | | トレーニングマシンを使ったプログラムの実施 | 機能訓練 | 水中での歩行や体操のプログラム  （集団でのメインプログラム：25分） |
| 15：00 | 休憩 | | 水分補給、他者との交流場を提供します | 休憩 | 水分補給、他者との交流の場を提供します |
| 15：15 | 機能訓練 | | 選択運動メニューの実施 | 機能訓練 | 個別選択メニューの実施：15分　整理体操 |
| 15：40 |  | |  | 入浴 | 入浴介助を行います |
| 16：15 | 整理運動 | | 機能訓練で使った体をほぐします |  |  |
| 健口体操 | | 口腔体操（舌体操、ごっくん体操、顔面体操他、歌） | | |
| 16：30 | 健康チェック | | 血圧測定、問診を行います | | |
| 17：00 | 送迎サービス | | ご自宅までお送りします | | |

## 第７節　こがねの里デイサービスセンター　事業計画

１．重点目標

(1)　『介護が必要になっても、できる限り住み慣れた家や地域で生活し続けたい』という利用者の願い、介護者の困難に寄り添い、利用者を中心に家族や他のサービス、地域住民、法人内の他部門・他事業所との連携を強めます。

(2)　総合事業に移行後も予算達成への取り組みとして、1日平均16人の利用を目標に安定した事業所運営を目指します。

(3)　利用日に関する家族ニーズの把握や居宅介護支援事業所へより丁寧な空き情報の提供、柔軟な受入対応を行い、効率的に運営します。入院や長期欠席されている方への体調伺い等アウトリーチ活動で利用のない間も利用者情報の把握に努めます。

２．運営・援助目標

(1)　食事・栄養に関すること

①　利用者ごとの希望及び嗜好を確認し、安全に楽しんで食事ができるよう個別の状況にあわせた形態で提供します。

(2)　入浴・整容に関すること

①　利用ニーズの中心となるサービスであり、入浴時間や湯温等個々の要望に最大限配慮し、安全確保に努めます。

②　全身状態を観察し異常の早期発見に努め、必要な処置を行います。

③　認知症等があり、入浴や更衣を拒否される方も、日々の関わりの中で信頼関係を重ね、本人のペースに合わせながら気持ちよく入浴してもらえるよう支援します。

(3)　中重度者ケア・健康管理に関すること

①　毎回血圧、脈拍、体温を測定し、毎月一回体重測定を行い、体調管理に努めます。

②　薬の管理、インシュリン注射や在宅酸素療法、胃ろう、褥瘡や摘便等必要な医療処置を行います。

③　急変等緊急を要する際、看護師を中心に必要な処置を行い、家族や関係機関と連携し対応します。

(4)　認知症ケアに関すること

①　医学的・心理的に認知症への理解を深め、本人の思いに寄り添い、本人のペースに合わせます。

(5)　排泄に関すること

①　プライバシーに配慮し、可能な限り同性介助を行います。

(6)　送迎に関すること

①　利用者の安全を第一に、負担のないよう効率的に送迎コースを設定し、可能な限り送迎時間の希望に応えます。

(7)　レクリエーションに関すること

①　集団での取り組みに加え、個別利用者の希望に添ってプログラムを検討し、ボランティアの協力を仰ぎながら活動内容を充実させます。

②　クラブ活動や調理・外出レクなどの提供回数を増やし、主体的な活動参加を促します。

(8)　業務改善に関すること

①　誰もが気持ちよく働くことの出来る職場作りのため、職員間のコミュニケーションを深め、引き続き積極的に業務改善、サービスの質の向上を目指します。

②　毎月1回職員会議を開催し、利用者の情報共有に努め、学習の機会を持ち、専門性を高めます。

③　予想外の事故発生を未然に防ぐためにもヒヤリハット報告書の徹底を図ります。危険を発見する意識を高めるために職責者への報告だけにとどまらず、体験を持ち寄り原因究明と事故に至る前の防止対策を行います。

④　利用者の状態変更と利用者ニーズ発掘のため利用者観察への意識を高め、生活記録への記入徹底と申し送り・カンファレンスでの活用重視することで利用者個々に適応した統一サービスを提供します。

⑤　在宅での生活を継続できるよう利用者や家族の生活ニーズを把握し、対象者を広げ、介護保険外サービスを検討します。

(9)　地域活動

①　防災訓練や介護教室等地域へ出て顔の見える関係作りをし、ネットワーク作りを推進します。

②　季節の催しや行事を通じて、地域・世代間交流の場所を提供します。

(10)　相談援助

　　①　利用者と介護者の意向を聴取し、課題解決に向けて他の専門職と協力しながら援助にあたります。

②　相談窓口として迅速に対応し専門職として必要な提案を行っていきます。

③　自治体、地域包括支援センター主催の研修会等に参加し、潜在的なニーズを含めた地域ニーズを把握し情報収集します。職員会議等で研修報告や利用者状況等を共有し、法人内に地域情勢を伝えます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 行事・外出 | 調理 |
| 4月 | 花見（佐保川）外食レク(少人数) | たこ焼き |
| 5月 | つつじ狩り（鹿ノ台）　バラ見学　　押し花クラブ | ベビーカステラ |
| 6月 | あじさい見学（長久寺）習字クラブ（第2金曜）  えんどう豆・ねぎ・じゃがいもの収穫 | 梅ジュース作り  豆ごはん・餃子・じゃがいものおやき |
| 7月 | 流しそうめん（Ｐｅａｃｅ招待企画）　押し花クラブ  きゅうり・なすの収穫 | 流しそうめん  収穫した野菜の漬物 |
| 8月 | 夏祭り　習字クラブ（第2金曜） | 白玉入りかき氷 |
| 9月 | 敬老会　西大寺北幼稚園園児来訪（予定）押し花クラブ | おはぎ |
| 10月 | 菊花展（奈良市役所）西大寺北幼稚園ふれあいまつり  習字クラブ（第2金曜）　西大寺北幼稚園・あかね運動会　　大根の収穫 | たこ焼き |
| 11月 | 紅葉ドライブ　西大寺北幼稚園焼き芋パーティー　押し花クラブ  こがねの里秋祭り　さつまいもの収穫 | さつまいもと  リンゴのおやき |
| 12月 | クリスマス会　習字クラブ（第2金曜） | パフェ |
| 1月 | 初詣(西大寺)　餅つき（Ｐｅａｃｅ招待企画）  作品展見学(奈良市美術館) | ぜんざい  (つきたて餅入り) |
| 2月 | 節分豆まき　習字クラブ（第2金曜）つくし取り(特養中庭)  梅見見物(菅原神社) | つくし卵とじ  たこ焼き |
| 3月 | 押し花クラブ　外食レク　買い物レク | 白玉ぜんざい |

（朝レク担当）宮本・須河・山本・田中 (2時レク)白井・三原 (行事レク)中山・西・杦田

## 第８節　小規模多機能ホームあかりの家　事業計画

1.現状

基本報酬の引き下げを加算で対応し訪問体制強化加算や看護職員配置加算、地域活動強化による総合マネジメント体制強化加算や、さらにサービス提供加算および処遇改善加算も最もランクが高い加算を算定しています。これらに取り組む事でサービスの質の向上にも努めています。

以上の対応や利用者さんに寄り添ったきめ細かなケアに地域の信頼が寄せられ、毎月紹介や利用相談が寄せられるようになっています。しかし、2016年度下半期では正規職員の退職もあり利用希望に応えられずにデイサービスへの紹介や待機状態もあり困難を抱えています。しかし1月までの事業収益は月平均406万円（昨年比プラス16万円）となり社会福祉会計基準では月平均5万円の黒字です。これは職員の奮闘と地域の皆さんのご協力によるものです。（但し国庫補助金取崩額なしでは月平均14万円の赤字）

新利用者の特徴としては、登美ヶ丘リハビリ病院からの家族の意向を受け小規模多機能居宅介護にと、小脳梗塞後の要介護４の方を退院後すぐの登録利用を受け入れました。

　利用者の意欲を引き出す生活リハビリや個別リハビリの効果も大きく、病院退院後の脳梗塞後の利用者さんの維持、生活リハビリに役だっています。大腿骨骨折の利用者さんも病院退院後のリハビリで大きく改善されています。長期の宿泊（ショートステイ）が必要となった要介護１の利用者さんがこがねの里のショートステイでは支給限度額オーバーで自費負担に耐えられないためあかりでの長期宿泊目的で登録利用、またこがねの里のデイサービス利用の要介護２の利用者さんが認知症の進行とともにサービスの増が必要となり支給限度額オーバーのためあかりの家の包括的な登録利用になったものです。一方、利用者を増やすと人員基準が不足するため、こがねの里デイサービスを紹介した事例もあり、法人内の連携協力が進められました。

利用減では体調面で長期の入院となられた方や、こがねの里入所へ向けて3か月の長期宿泊利用の方が入所されたことによるものです。

また、利用者さんの高齢化の進行と認知症の進行に伴い、終末期を迎えられた方やこがねの里への入所となった方もおられます。

98歳から病院退院後利用されてこられた方が102歳5か月で6月30日にあかりの家で大往生されました。ご家族と職員がともに寄り添い終末期の看護介護を行い、ご家族の希望される「平穏死」への援助をあやめ池診療所や平和会との連携で行い、前日にはご本人からも感謝の言葉も頂くなど施設での初めての看取りの経験となりました。

利用者の高齢化や認知症の進行に伴い、今後の在宅生活に不安が見られる方もおられます。利用者数では不安定な状況もひきつづきあります。

職員会議を軸にした管理運営の改善と教育研修の強化・職員教科書の学習、あかりの家通信の毎月発行と活用など事業計画の遂行に取り組んできました。しかし、職員体制、管理運営の不安定さのなかで厳しい状況もあり、職員確保の努力とともに、」改めて理念と目標を確認し、介護と運営の再構築と改善を進めていきます。

2.利用者様の維持・改善を確信に

職員の入れ替わりもあるなかで改めて法人理念と「あかりの家の福祉宣言」を全職員の一致点として日々の介護のなかで確認実行し、利用者第一の実践で職員の意欲とチームとしての和を大切にし、下記の優位点も確信にしていきます。

＊あかりの優位点について

　　・個別性（その人らしさ）に柔軟に対応できる、居心地の良さ、居場所がある

・寄り添う人がいる、なじみの関係の職員がいる

　　・その人の尊厳を大切にその人を尊重、人生の物語にこころとおもいを寄せる

　　・ゆっくりとその人のペースに合わせて待つ、できないことだけを手伝う

　家族のおもい

　　・介護していることへの理解、悩みを常に聞く姿勢・体制

　　・柔軟な家族の介護負担軽減、休息への配慮

　　・24時間見守られているという安心感

３．今年度の強化点

1. 職員確保と管理体制の改善整備および利用者確保の取り組み

・職員確保が最重点課題です。

・人員基準不足とならないように職員確保に努めます。職員のつながりでの働きかけ

やハローワーク等への働きかけを強めます。

・職員体制と管理体制を整え、利用者数まず15名到達を目指します。

・法人内の他事業所との緊密な連携と理解を深め、法人内での経験と知恵を集めます。

こがねの里の入退所判定委員会へのケアマネジャーの参加で利用者、申込者の情報

共有と入所待ちの方への支援に施設の活用を促進します。

・改めて地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、病院地域連携室、老人保健施

設等への訪問活動を行います。

・お試し利用（体験利用）の柔軟な受け入れを行います。

・あかりの家通信の活用を進めます。

1. 介護の充実と管理運営の改善

介護の充実の面については、福祉宣言を基に職員の意思統一、働きやすい職場作りを目指します。研修や学習会に参加する事で職員のスキルアップに努めます。また利用者の個別性を重視して生活リハビリや外出行事を積極的に行い、豊かな生活の実現に努めます。リハビリについては専門職の指導とアドバイスで全体のレベルアップを目ざします。

また、認知症ケアについて「否定・強制・断定・批判・しかる・上から目線の教える」対応でなく受容・共感で寄り添い穏やかに良い感情を残す対応を心がけていきます。ひきつづき軽作業をともにするケアで周辺症状の軽減に努めます。

利用者さんとのコミュニケーションを大切に「～したい」の実現や人間尊重の寄り添う介護に努めます。利用者さんへの対応では「説得より納得を」大切にします。

　　　家庭的な雰囲気のなかで「やさしい介護」を追求します。認知症や介護について専

門性と科学性でとらえ、受容共感し、愛情を持って人間の尊厳を大切に深く理解す

ることが大切です。

職員同士も尊重し合い、理解し合い、「いいとこさがし」とほめあいで、成長しあえる、職員にとってもいい職場にしていきます。

利用者の前での利用者や職員への感情的な物言いや態度は全体の雰囲気や認知症の周辺症状を悪化させます。専門職として感情のコントロールに努めます。

運営推進会議を活用しての外部評価等を活かし、改善策を実施し、介護の質の改善

と事業整備、法的整備を進めます。　

**2017年度　事業計画・予算（利用登録数・実人数）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 月日 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 2017予算 | 13名 | 13名 | 13名 | 14名 | 14名 | 14名 | 15名 | 15名 | 15名 | 16名 | 16名 | 16名 |
| 2016実績 | 13名 | 13名 | 13名 | 13名 | 14名 | 15名 | 15名 | 11名 | 11名 | 12名 | 13名 | 名 |

（事業収益　月平均430万円　国庫補助金等取崩額なしで黒字にする）

## 第９節　高齢者生き活きグループリビングあやめの里　事業計画

１．重点目標

1. 一人暮らしで生活に不安や不便を抱える高齢者に対し、お互いの自主性を尊重した共同生活を送ると共に、高齢者が安心して安全に最後まで暮らせる環境を整えるとともに、一人ひとり違う生き方に応えられる仕組みをより充実させます。

(2)　入居者の高齢に伴いさらに、法人在宅サービスとの連携を図り、あやめの里での生活が安定し継続できるよう支援します。

＊自治会運営

・共同生活を送るなかで、入居者の困りごとや気持ちよく生活を送るための決め事など、意見や検討の場とし生活の質向上につながるよう必要な支援を行います。

・社会保障制度の学習会や地域との交流の機会をもち、文化的で生きがいのある生活となるよう、入居者との話し合いの中で共同企画します。

・生活支援サービスにおいて入居者の評価や要望を聞きながら、よりよきサービスとなるよう検討します。また料金や必要経費などの情報開示を行います。

## 第10節　こがねの里入所部門事業計画

１．重点目標

(1)　身体的・精神的・経済的事由等により他のサービスで対応できない高齢者のための施設として、早期にニーズに最大限応えられるよう計画的に受け入れを行います。

(2)　行き場のない高齢者を生み出すことのないよう機能・役割についての検討と対応を行うとともに法人内外の機関と連携を強めます。

(3)　特養ホーム待機者について必要な対応を行うとともに、待機者の状況把握は継続して行います。

(4)　利用者の基本的人権と高齢者の尊厳を大切に、サービス種別に関わらず個別性を尊重した総合的な援助を目指し、実践の振り返り、学習・研修による専門性の向上に努め、他職種の連携と協同を強めます。毎週日曜日の14:00から15:00にフロアカンファレンスを開催します。

(5)　地域の福祉水準の進展に寄与するとともに、災害時に役割を果たせるよう必要な整備を行うとともに、地域での活動に積極的に参加し情報発信と連携を強めます。

### １．短期入所生活介護（ショートステイ）事業計画

１－１　運営・援助目標

(1)　地域ニーズに応えられるよう運営を行います

①　利用者・家族がより利用しやすいサービスの提供をめざし、送迎サービスなどスムーズに利用できる体制を整えます。

②　居室が最大限に活用できる方策を、引き続き検討します。

(2)　利用希望に最大限に応えます。

①　特養ホームと一体的に運営している特長を最大限活用し、地域の要求に応えます。

②　利用者の状態や家族の事情等により緊急で希望があった場合も柔軟に対応し、可能な限り希望に応えていきます。

③　医療的なケアの必要性が高い利用者や看取り期の利用者についてご本人、ご家族の希望に添い、医療機関、関係機関等との連携と連絡を密にして具体化します。

④　利用可能な状況は関係機関・ご家族に、いつでも（365日）必要な情報提供（空き発生時）を行います。

(3)　関係部門、機関との連携を強化します。

①　利用者のサービス計画をケアマネジャーに提供し、その実施内容や利用中の様子、状態変化等について居宅介護支援事業所等に情報提供し、連携を強化します。

②　法人内サービス事業所との情報交換を行い、利用者のケアに活かせるよう努めます。

(4)　自宅環境に配慮し、安全に安心して利用できるようにします。

①　初回利用の際は自宅環境を把握し、安全に安心して利用できるよう居室の環境を整えます。初回利用後には、2～3日を目安にご家族に連絡をし、利用後の様子や次回利用に向けた要望の聴き取りを行い、利用中の様子と合わせて次回利用時に向けて話し合いを行います。

②　身体拘束は基本的には行わず、安全に過ごす事ができるよう環境を整備します。やむを得ず必要と判断した場合、ご本人、ご家族および各職種や関係機関と相談をし、最小限に留め実施します。また、実施状況は記録に整備し、都度排除に向けて必要性の有無を再検討します。

(5)　余暇活動の提供を行います。

①　施設行事、調理レクは、特養と共に行います。

②　散歩・外気浴は気候に合わせて無理のない範囲で行います。

③　ユニット内で簡単な調理レクリエーションについて、隔月開催を目標とし、実施可能な範囲で企画し実施します。

(6)　業務について見直しをします。

①　利用者の情報共有や、新規利用者の情報確認を定期的に行い、ケアの向上に努めます。また、利用者の情報を適切に提供できるように、定期的にアセスメントを実施し、実施内容を更新します。

②　月間予定・週間予定等ユニット間の連携に置いて調整が必要な場合は、その都度検討し必要な時は変更を行います。

③　忘れ物、紛失ゼロを引き続き目標にします。発生時には原因がどこにあるのかを追求し、同じ事を繰り返さないように努めます。

④　送迎表の作成、入浴日の設定、居室運用等はマニュアルをもとに対応し、担当者誰もが実施できるようにします。また、定期的に担当者を変更します。

### ２．特別養護老人ホーム　事業計画

２－１　運営・援助目標

(1)　中重度の要介護認定の方の施設を基本としつつ、軽度認定の方で特段の事由がある方についても、その必要性を検討し、対応可能な制度を最大限活用して受け入れを検討します。

(2)　フロアカンファレンスやサービス担当者会議等での個別検討や学習会を開催し、安全な暮らしと人権や尊厳を併せて考える機会を持ちます。

(3)　高齢者の尊厳が保持され、適切な介護・医療が提供され、緊急時に適切な医療へ繋がるよう関係機関との連携を行います。

(4)　入居者の入院等によりやむを得ず居室が空く場合は、その期間に関わらずショートステイ利用者が利用できるよう必要な措置を講じます。

２－２　食事・栄養ケアに関すること

(1)　安全に食事を食べてもらえるよう心身の状況のアセスメント・評価を行い、適切な形体、介助方法でサービスを提供します。

(2)　認知機能の低下や嚥下障害等から経口摂取に課題がある方も、家庭的な雰囲気で安全に食事を楽しめる介護の充実に努めます。

①　多職種による食事アセスメントを行い、心身の状態や体調、ご本人の意向も含め、多くの選択肢の中から選べるよう提示し、介助方法等を検討します。

②　ユニットリーダーを中心に、新規利用者や利用者間の関係性に応じて、席やテーブル配置を検討します。

２－３　排泄に関すること

定時の一斉介助ではなく、一人ひとりの生活に添った排泄介助を目指します。

フロアカンファレンスでオムツや下着の使用方法を見直し、一人ひとりの排泄パターンを把握するための具体的方法を探り、業務分担など必要な情報・環境を整えます。必要に応じて施設サービス担当者会議で検討します。

＜入浴・清潔保持・整容に関すること＞

(1)　入浴は、清潔保持とともに全身状態の確認の場でもあり、連携して処置にあたります。

(2)　皮膚疾患の悪化や褥瘡形成予防のため、室内湿度管理、適切な入浴、保湿剤使用など、利用者の状態と季節等に合わせて行います。

(3)　利用者が家庭的雰囲気を感じ、リラックスして入浴できるとともに、効率的に入浴介助できるよう体制を検討します。

２－４　健康管理・重度化、ターミナルケアに関すること

(1)　利用者やご家族、地域住民が看取りについて考え、理解を深める事ができるよう、以下の取り組みを行います。

①　看取りに関する事例検討・報告会等、職員だけでなく家族等との意見交換ができる機会を確保します。

②　ターミナルケアの指針、各職種の役割、看取りの方への対応等の理解を深められるよう説明方法や資料を検討します。

③　利用者の安心と安楽を第一に、家族の思いや悩みにも寄り添う事ができるよう、医師からの状態説明の機会を確保すると共に、日常的な情報提供を多職種が連携してこまめに行います。終末期のケアプランを作成し、適切な期間で評価を行います。

④　家族が心理的、社会的に孤立しないよう支援を行うとともに、振り返りの実施等により携わる職員の受け止めや課題について共通理解を深めます。

(2)　 医療機関との連携を強め、適切な診察や入退院ができ、利用者や家族の様々な不安を軽減する事ができるよう、以下の事に取り組みます。

①　病状説明等の必要性から、家族への情報提供は看護師で対応することを基本とし、家族の気持ちに配慮しながら行います。

②　協力病院との調整会議は定期的に開催します。

③　スムーズな再入所に資するよう、入院外泊中の情報収集・退院時カンファレンス開催要請・出席を積極的に行います。

④　長期入院外泊による利用者・家族の心身や経済的な負担軽減に努めます。

(3)　体調やバイタルの変化に対して、早期に対応できるよう以下の事に取り組みます。

①　日々の申し送りから必要な対応へ、必要に応じて施設サービス担当者会議へ繋がるように、申し送りの質を向上させ正確な情報共有を行います。

②　複数の職種が利用者の状況を直接確認して検討します。

③　記録様式の統一化等、各専門職種が効率的に統一して確認できるような情報共有の方法を検討します。

④　高齢者の特性や健康管理に関する学習を定期的に行い、リスクを予測してケアに当たる事ができるよう知識を深めます。

２－５　機能訓練、余暇、行事活動に関すること

(1)　遊びリテーション・ちぎり絵等、年間の計画に合わせて、リハビリが生活に密着するものとなるよう連携方法を検討します。

(2)　利用者本人の希望や意向の実現のため社会参加できる機会を確保し、残存能力の活用や機能維持を目的とした援助を行います。

(3)　誕生日が特別な日と感じられるようなお祝いを行います。

(4)　楽しみながら身体を動かし、気分転換の機会となる日常的な少人数での余暇活動は、複数の職種が協同して実施します。

(5)　年間行事以外にも、随時、利用者の要望を鑑み、ユニットやフロア単位でのレク等を企画します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月 日 | 行 事 内 容 | 計 画 担 当 者 |
| ４月 | 花 見 行 事 | 安達、大曽根、八木、吉田 |
| ５月 | 外出 | 西尾、仙波、橋本 |
| ６月 | 外出 | 菊澤め、谷口 |
| ７月 | 燈 花 会 外 出 | 楠原、上杉、清水 |
| ８月 | 調理レク  消防訓練(夜間想定) | 小串、末松 |
| ９月 | 偲ぶ会（１７年度第１回） | 遠山、岡元 |
| 高齢者作品展 | 楠原、岡嶋 |
| 敬老会 | 岩井、竹邑、福島 |
| 10月 | 秋　の　遠　足  調理レク | 中尾、清水、山本  末松、吉田 |
| １１月 | 秋祭り（企画担当）  消防訓練（地域の防災訓練参加） | 安達、大曽根 |
| １２月 | クリスマス会（ユニットで企画）  忘 年 会 | 末松、仙波、橋本 |
| １月 | 初　詣  新 年 会 | 谷口、福島  岡嶋、八木 |
| ２月 | 節 分 | 小串、岩井 |
| ３月 | 偲 ぶ 会（１７年度第２回）  調理レク | 遠山、岡元、山本  上杉、菊澤淳 |

２－６　設備・環境整備に関すること

(1)　重大な事故の発生防止等の観点から、生活支援に必要な器具・福祉用具・設備は適切に取り扱います。

(2)　設備・機器は丁寧に大切に取り扱い、不注意による破損をなくし無駄な費用支出を削減します。

(3)　居室はプライベートなスペースであり、所有分(家具・衣類)は財産であり、礼儀をもって取り扱います。

(4)　必要な整理・整頓・物品の管理は介護職員が中心となって行い、気持ちよく生活してもらえるよう努めます。また、故障や所有者が不明な物は、早期に修理や探索する等の対応を行います。

２－７　業務改善に関すること

(1)　よりよいコミュニケーションを図るため、明るく気持ちよい挨拶を心がけます。業　務中の私語や不要な大声等、生活の場にふさわしくない言動は慎みます。

(2)　全体だけでなく、各フロアやユニットにおいて、改善すべき課題、サービスの質の向上を目的に対象者(利用者)、事業・経営目標、職員・職場への３つの効果を意識し、業務改善に引き続き取り組みます。

(3)　職員会議を軸に、専門的知識や技術の向上を目指し、内部研修の充実に努めます。

２－８　入所待機者への対応と地域ニーズの把握

(1)　入所待機者への対応について以下の項目を行います。

①　他職種・他部門等の参加による入所判定会議を開催し、緊急性・必要性・個別性・公平性・地域性を評価し入所者を決定します。

②　入所判定会議は、定期的に開催し、地域や高齢者を取り巻く情勢、待機者や施設状況等の情報共有と発信に努めます。

③　特例入所対象者となる既入所申込者も含め、定期的に調査を実施し、待機者・家族の方の現況を知り、迅速に入所できるよう援助を行います。

(2)　申込み時・相談の際には社会資源や諸制度を最大限活用し支援できるよう学習・研修をし、専門性を高めます。潜在的なニーズも含めた地域ニーズをより把握するため、他部門と連携して、待機者の訪問相談活動を行います。